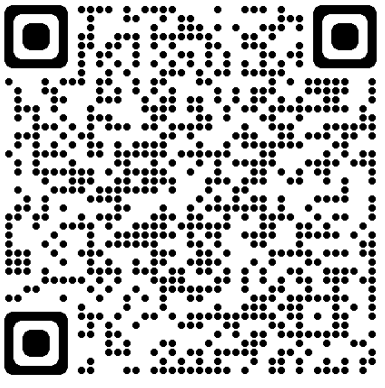


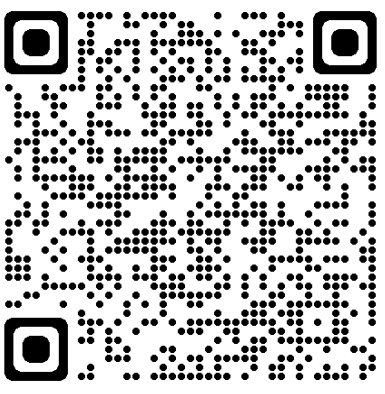
令和7年度 支援制度一覧

市町名	若狭町	
担当部署	観光まちづくり課	
連絡先	0770-45-9112 0770-45-9111	
移住サイト・HP	『わかさ住活ナビ』	

※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
移住支援金	■	移住就職等支援金 【東京圏型】 	世帯：100万円 単身：60万円 18歳未満のもの1人につき100万円加算	移住等に関する要件を満たす者のうち、就業に関する要件、テレワークに関する要件、又は企業に関する要件のいずれかを満たす者は、移住支援金の交付を受けることができる。	観光まちづくり課 0770-45-9112
移住支援金	■	移住就職等支援金 【全国型】 	世帯：50万円 単身：30万円 18歳未満のもの世帯につき100万円加算	移住等に関する要件を満たす者のうち、就業に関する要件、テレワークに関する要件、又は企業に関する要件のいずれかを満たす者は、移住支援金の交付を受けることができる。	観光まちづくり課 0770-45-9112
奨学金返還	■ ○	奨学金返還支援 	最大130万円	若狭町出身者であって、若狭町内に居住する者のうち大学等の修学のために貸与を受けた奨学金を返還するものに対し奨学金補助金を交付 若狭町に居住し、 (1)町外の事業所等に勤務：最大50万円（公務員を除く） (2)町内の事業所等に勤務：最大100万円（公務員を除く） (3)町内の医療機関や介護事業所で医療職・介護職として勤務（公務員を含む）：最大130万円	観光まちづくり課 0770-45-9112
交通費等	■ ○	移住サポート事業 		移住を目的に若狭町へ見学に来ていただく際の助成 例）・関東方面 申請者 13,000円 同行者（大人） 申請者の50％ 同行者（小人） 申請者の30％ 例）・関西方面 申請者 8,000円 同行者（大人） 申請者の50％ 同行者（小人） 申請者の30％	観光まちづくり課 0770-45-9112
イベント	■ ○	県外等での移住セミナー			観光まちづくり課 0770-45-9112
仕事	□ ○	就農研修 	1年生：月額5万円 2年生：月額7万円	かみなか農楽舎では、都市等の若者の就農・定住を促進し、集落を活性化することを目標に、農業栽培技術と農村生活を学ぶ長期研修（最長2年）を実施。 研修生には法人より研修奨励金を支給。施設には個室完備、家賃不要。	産業振興課 0770-45-9102
仕事	□ ○	就農相談 		給付金・補助金など	産業振興課 0770-45-9102
仕事	□ ○	インターンシップ事業 		かみなか農楽舎において、学生および若い社会人を対象に、1週間から1ヶ月程度の農業就業体験を実施。 研修中は、農楽舎の宿泊施設（個室）を使用し、農楽舎研修生と共同生活を行う。	産業振興課 0770-45-9102

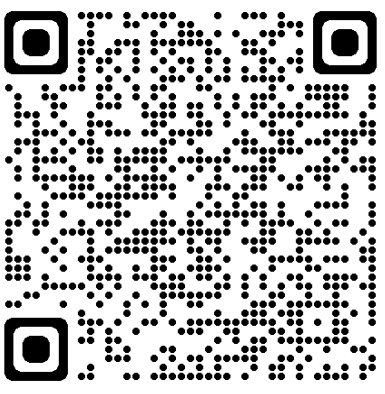
令和7年度 支援制度一覧

市町名	若狭町	
担当部署	観光まちづくり課	
連絡先	0770-45-9112 0770-45-9111	
移住サイト・HP	『わかさ住活ナビ』	

※ 凡例
□ ... U・Iターン者を含む住民が対象
■ ... U・Iターン者のみが対象
○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

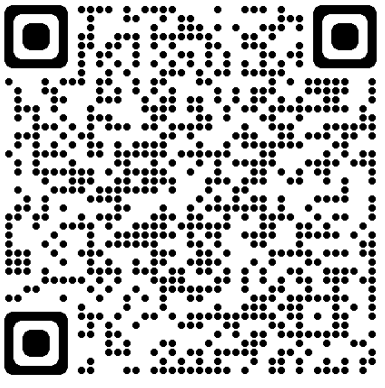
区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
仕事	□ ○	事業所ネットワーク 		町内事業所の紹介	観光まちづくり課 0770-45-9112
住まい	□ ○	就農支援ハウス 		【入居条件】 ・対象：県の認定新規就農者または農楽舎卒業生（家族を含む） ・期間：最長2年 ・家賃：月額15,000円	産業振興課 0770-45-9102
住まい	□ ○	宅地分譲（上瀬） 		移住希望者に向け宅地分譲を実施	観光まちづくり課 0770-45-9112
住まい	□ ○	宅地分譲（若王子） 		移住希望者に向け宅地分譲を実施	観光まちづくり課 0770-45-9112
住まい	□ ○	若狭町子育て世帯分譲地 購入補助金	30万円	補助内容：分譲地を購入した子育て世帯に補助金を交付 （夫婦いずれかの年齢が40歳未満又は19歳未満の子供がいる世帯）	観光まちづくり課 0770-45-9112
住まい	□ ○	空き家情報バンク 		町内の売買や賃貸を希望する空き家の情報をWebで公開し、空き家の活用希望者へ照会	観光まちづくり課 0770-45-9112
住まい	□ ○	空き家活用支援事業 	上限60万円	空き家情報バンクに登録されている物件のリフォーム支援	観光まちづくり課 0770-45-9112
住まい	□ ○	町営住宅 		U・Iターン者優先（定住促進住宅）	建設課 0770-45-9104
結婚	□ ○	結婚支援事業 	補助額 29歳以下の夫婦 最大70万円 30～39歳以下の夫婦 最大40万円	補助内容：婚姻を機に住居を取得（建物購入費）、リフォーム（建物修繕・増築・改築・設備更新などの工事費）、賃借（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）、引っ越し（引っ越し業者・運送業者に支払う費用）に要した費用の補助金を交付	観光まちづくり課 0770-45-911

令和7年度 支援制度一覧

市町名	若狭町		※ 凡例 □ ... U I ターン者を含む住民が対象 ■ ... U I ターン者のみが対象 ○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能
担当部署	観光まちづくり課		
連絡先	0770-45-9112 0770-45-9111		
移住サイト・HP	『わかさ住活ナビ』		

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
結婚	□ ○	早婚支援事業 	支援金 どちらか一方が29歳以下の夫婦 30万円 どちらか一方が25歳以下の夫婦 40万円	対象：新婚世帯・39歳以下の夫婦・世帯所得500万円未満の夫婦対象に支援金交付	観光まちづくり課 0770-45-911
妊活	□ ○	不妊治療費助成 	上限30万円	医療保険適用の回数が終了した後、福井県の助成回数（年度内3回）を超えた分の治療費のうち7割に相当する額（千円未満切り捨て）を、1年度につき1回助成。	健康医療課 0770-62-2721
子育て	□ ○	出産・子育て応援ギフト 	妊娠時：50,000円 出産時：50,000円	妊娠や出生の届出を行った妊婦または子育て世帯に対し出産・子育て応援ギフトを支給。	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	子ども医療費助成 	無料	18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費を助成	福祉課 0770-62-2703
子育て	□ ○	保育料および副食費の無料化	無料	第3子以降の保育料および副食費無料 第2子の保育料無料（所得制限あり）	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	病児・病後児保育事業 	【利用料】 1日：2,000円 半日：1,000円	病気治療中または病気回復期の子どもを、病院の専用室で一時的に預けられるサービスを実施。	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	一時保育事業 	【利用料】 1日：2,200円 半日：1,100円 給食費：300円	自宅で保育している子どもを町内の保育所で一時的に預けられるサービスを実施。	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	すみずみ子育てサポート事業 	利用料の一部補助 ・事業所での一時預かり…650円または1,000円 ・家庭での一時預かり…1,500円	保護者が就職活動、疾病、事故、冠婚葬祭などの事由により児童を養育できない場合、一時預かりを実施	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	子育て支援センター 	無料	子育て中の親子が気軽に交流や情報交換ができる場所 育児講習や育児相談等地域の子育て家庭に対する育児支援を実施	子育て支援課 0770-62-2704

令和7年度 支援制度一覧

市町名	若狭町	
担当部署	観光まちづくり課	
連絡先	0770-45-9112 0770-45-9111	
移住サイト・HP	『わかさ住活ナビ』	

※ 凡例
□ ... U I ターン者を含む住民が対象
■ ... U I ターン者のみが対象
○...大学等新卒者も条件に合えば制度を利用可能

区分	対象	制度名	金額	内容	所管課
子育て	□ ○	児童手当支給 	3歳未満の第1子、第2子：15,000円 3歳～高校生年代の第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	高校年代までの子どものいる家庭に手当を支給	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	在宅育児応援手当支給事業 	対象児童1人あたり 月額1万円	第2子以降で保育所に預けず、在宅で育児をしている家庭に月額1万円/人を支給（所得要件あり） 対象：生後8週～満3歳未満	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	子育て支援アプリ「にじいろ若狭っ子」 	無料	本アプリと母子手帳を併用することで、お子さんの成長の記録や予防接種等の履歴、子育てに関する情報等が届く。予防接種や乳幼児健康診断のスケジュール管理ができ、母子手帳交付や子育て支援センター行事「すくすく広場」の参加予約ができる。	子育て支援課 0770-62-2704
子育て	□ ○	放課後児童クラブ 		保護者が就労等で家庭にいない小学生のための放課後の居場所	教育委員会 0770-62-2730
その他	□ ○	予約乗合型デマンドタクシー 	【運賃】 1回の乗車につき 500円 相乗り 300円	生活交通の一環として、町営デマンドタクシー（愛称：わくわくタクシー）を運行。 予約センターへ電話またはインターネットで予約すると、自宅から目的地の出入口まで「ドアtoドア」で送迎。 【運行エリア】 町内（常神～海山除く） 【運行時間】 平日7時30分～17時00分 （土・日・祝日、12月29日～1月3日は運休）	観光まちづくり課 0770-45-9112